



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 4人に1人が高齢者 総務省統計

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 役員借入金が多い場合の対策

NEWS1. 4人に1人が高齢者 総務省統計

65歳以上、総人口の25% 80歳以上は930万人

総務省が「敬老の日」に合わせて行った人口推計で、65歳以上の高齢者人口が15日時点で3186万人となり、総人口に占める割合が初めて25%に達したことがわかりました。4人に1人が高齢者となる計算です。

同省によると、第1次ベビーブームに当たる1948年生まれの人が65歳になったのが要因とのことです。

男女別にみると男性が1369万人、女性が1818万人。年齢別では70歳以上が2317万人、75歳以上が1560万人、80歳以上が930万人でした。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、高齢者の割合は35年に33.4%となり、総人口の3人に1人が高齢者になる見込みです。

65歳は高齢者じゃない?・・・学会定義見直し検討

65歳以上とされている高齢者の定義について、日本老年学会と日本老年医学会のワーキンググループ(WG)は、年齢の引き上げを含めて見直す検討を始めたそうです。

日本では100歳以上の人口が10年前の2倍以上となり、厚生労働省が昨年発表した「健康寿命」(健康面の支障がなく日常生活を送れる期間)は、男女とも70歳を超えているとのことです。背景には、栄養状態の改善や医療技術の進歩などがあります。

こうした定義の見直しは、今後の社会保障政策などに影響を与える可能性もありそうですが、生涯現役として、体力に合わせて働き、収入に応じて社会保障が受給できるような柔軟な制度ができないものでしょうか?

NEWS2. (書籍の紹介)

社会人のための勉強力の基本

著者:岩瀬大輔 (ライフネット生命副社長)

(内容紹介)

若手ビジネスリーダーとして世界的に注目される著者が語る

「頭の鍛え方」と「一步の踏み出し方」

*全体を眺めて問題の構造を見切る

*「一口大」にすれば大きな問題にも応用できる

*頭に入れた知識や情報は一度忘れる

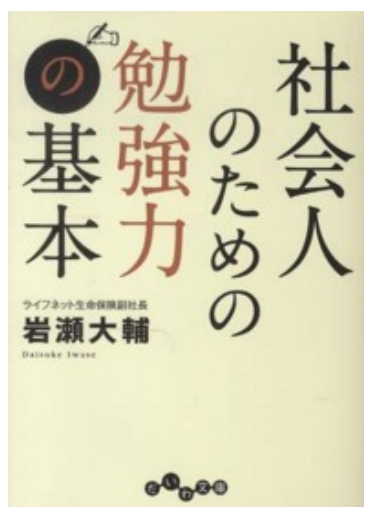
*まずは「勝てそうなところ」で勝負する

*目の前にあることを、即座に全力でやる

など、20代の行動指針を説く本。

仕事も勉強も、楽しみながらどんどんできるようになる秘訣が満載!

いつまでも学ぶ姿勢は持ち続けたいと思います。



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

Question

当社はリーマンショック以降苦しい経営が続いています。資金繰りも厳しく、社長である私が個人資金を会社に投入し、なんとか社員の給料等を払ってきました。私が会社に貸付けた金額は現在8,000万円にまで膨れ上がっています。

先日、「社長の相続が発生した場合、会社への貸付金8,000万円は相続税の課税対象財産になって、多額の相続税の負担が発生する可能性がありますよ。」と指摘されました。

現状役員借入金を返済するまでの余裕はありませんが、借入額を減らす方法はありませんか？

Answer

役員借入金を返済する方法として、1.役員報酬を減額し、その差額を返済原資に充てる方法 2.DES(デット・エクイティ・スワップ)の活用 3.債務免除の活用 が考えられます。



【解説】

役員借入金が多額にある企業は、その金額を減らしていく必要があります。今回は、なかなか返済の進まない役員借入金の返済方法について、3方法を解説します。

【1.役員報酬を減額し、その差額を返済原資に充てる方法】

役員報酬を減額して、その減額した分を借入金の返済原資にする方法です。役員報酬が減額となることで、社長の源泉所得税・住民税・社会保険料の負担が減るメリットもあります。

デメリットとして、借入金の返済は経費となりませんので、その分会社の利益が増え、法人税等の負担が増える可能性があります。したがって、

- (1)過去の繰越欠損金が多額にある会社
- (2)今期以降の業績見通しが良くない会社

といった、今後しばらく法人税の心配がない会社は活用しやすいといえます。

【2.DES(デット・エクイティ・スワップ)の活用】

DESとは債務の株式化のことをいい、役員借入金を現物出資の形で資本金に振り替える方法です。社長の財産は「貸付金」から「株式」に組替わります。なお、役員借入金の相続財産としての評価は帳簿価額ですが、資本金に組替えることで株式として評価することになり、評価圧縮が可能になります。

注意点として、資本金の増加により

- (1)法人住民税の均等割額の増加、外形標準課税の対象になるなど増税の可能性
- (2)資本金の額が1億円を超えた場合、各種中小企業の特例が適用できない。

といったデメリットも発生するため注意が必要です。

【3.債務免除の活用】

債務免除とは、社長が会社に対する貸付債権を放棄することにより、役員借入金を減額する方法です。その際、会社側では「債務免除益」という収入が計上され、その収入に対して税負担が発生する可能性があります。したがって、債務免除益が発生したとしても、過去の繰越欠損金の利用により税負担が発生しない時期等に行なうと良いでしょう。

※DESや債務免除を行うことで株価に影響が出る場合、同族株主間で利益の移転(贈与)があったものとみなして、「みなし贈与課税」が生ずる可能性があります。

実行の際は顧問税理士に確認・相談してください。

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850